

第1章 農村環境の広域的な保全の基本的な考え方

1.1 農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくり

農業農村整備事業等は、農業生産基盤の整備・保全等を通じ、二次的自然である農村環境を健全な状態に維持・保全するとともに質的な向上を図るものであり、特に、国営土地改良事業については、広く農村環境を保全・形成する上で大きな契機となるものであることに鑑み、広域的な視点から環境配慮の取組を推進している。

また、近年、農業農村整備事業等やそれを契機とした地域の環境保全に係る取組を通じて、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりの取組が進められている事例が生まれている。

このため、広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等の実施を契機に、生産基盤の整備と併せた豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観の形成など農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの取組を一体的に推進していく必要がある。

【解説】

1. 農村環境の特徴とその保全

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の森・屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手・堤等といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、歳月を経て周囲の環境と調和した農地や農業水利施設等の呈する良好な景観が形成されてきた。

わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

国営土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業等（交付金を含む）は、農業生産基盤や農村生活環境を整備・保全することを通じ、二次的自然である農村環境を健全な状態に維持・保全するとともに質的な向上を図り、従前の環境の再生や新たな環境の形成に寄与している。

2. 農業農村整備における環境保全の取組

平成13年度に改正された土地改良法において、土地改良事業の実施に際し「環境との調和に配慮」することが原則化され、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」を制定したところである。

農業農村整備事業等の実施に当たっては、農村環境の特徴を十分踏まえた環境配慮の取組が必要であり、平成13年度から16年度にかけて、農業農村整備事業における環境配慮について、水路整備、ため池整備、農道整備、ほ場整備（水田・畑）など工種別に、生物・生態系への配慮の基本的考え方や手順等を「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」として取りまとめた。

さらに、平成17年度には、生物の生息・生育環境及び移動経路（ネットワーク）の重要性に着目し、工種横断的に環境配慮の手法や工法を「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」として取りまとめた。

また、農村景観の保全、形成を進めるため、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」を平成17年度に取りまとめ、農村景観の現状や美しさのとらえ方など、農村景観を理解し、保全、形成するための基本的な事項を取りまとめるとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を取りまとめた。

このような中、国営土地改良事業については、広く農村環境を保全・形成する上で大きな契機となるものであることに鑑み、平成19年度から、「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」を作成することとし、国営土地改良事業の受益地域を含む地域全体の農村環境の保全について、その理念・目標・ビジョンを明確にし、実現に向けた実施プロセスを明示することで、広域的な視点からの環境配慮の取組を推進している。

3. 農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくり

近年、国民が豊かな農村環境とのふれあいを求める一方、農村では過疎化、高齢化等に伴い、二次的自然や環境資源の質的低下が課題となっている。そのような中、農業農村整備事業等やそれを契機とした地域の環境保全に係る取組を通じて、農業生産性の向上と併せて、農村環境の向上、安全・安心な農産物のブランド化、地域コミュニティや都市農村交流の活発化など、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりに向けた取組が進められる事例が生まれている。

特に広域的なエリアを対象とする国営土地改良事業は、関連する県営事業等とともに、地域の土地利用、水利用の大きな変更を伴うことから、受益農家のみならず地域住民が改めて地域の環境について考えるきっかけとなり、農村環境の広域的な保全・形成を進める大きな契機となる。

したがって、今後、広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を契機に、生産基盤の整備と併せた豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観の形成など農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの取組を一体的に推進していくことが必要である。

【事例】農村の環境保全の理念や目標を明確にした広域的な地域整備構想

〔場 所：岩手県奥州市胆沢区（旧胆沢町）〕

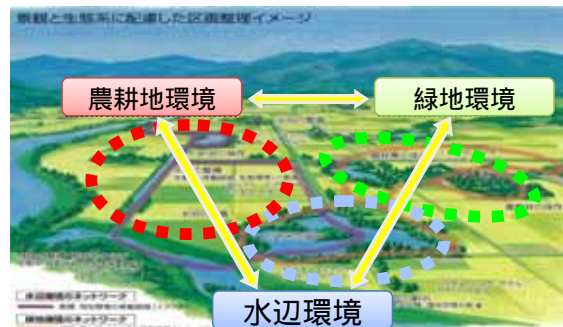
事業名：国営農地再編整備事業「いさわ南部地区」

胆沢平野は、持続的な農業と散居集落が形成する美しい田園景観をもつ地域であり、国営事業による農地の再編整備の実施に当たり、地域の水田等がもつ「農耕地環境」、屋敷林、河畔林等がもつ「緑地環境」、排水路、ため池等がもつ「水辺環境」の保全を基本理念として、地域住民が一体となった地域整備を展開している。

多様な環境が織りなす美しい散居集落

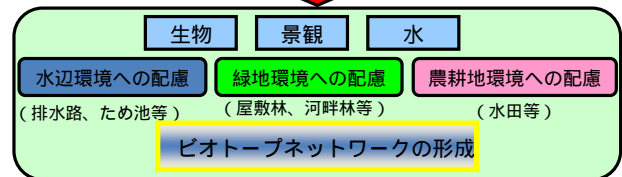


農村の環境保全の理念



基本テーマ

- 田んぼの住人と共生するほ場整備 -



環境に配慮した管理、営農方法の採用

豊かな農村と持続可能な農業の展開

国営農地再編整備事業「いさわ南部地区」

受益面積：1,100ha
 予定工期：平成10～22年度

事業概要：区画整理1,090ha
 農地造成 10ha等



【事例】基盤整備・水管理を通じた「コウノトリと共生する地域づくり」構想の実現と地域活性化

〔場 所：兵庫県豊岡市〕

事業名：経営体育成基盤整備事業、農地・水・環境保全向上対策、地域単独〕

ほ場整備等の生産基盤の整備に際し、環境創造型の基盤整備を行うとともに、水田の冬期湛水等の水管理、環境保全型の営農が取り組まれており、個性ある地域の取組への支援を通じて、多様で豊かな自然環境や良好な景観といった、農村の特質と活発な農業生産活動が結びつき、安全・安心な農産物のブランド化や都市との交流が活発化している。



1.2 農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの構想

農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりを進めていくため、広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を実施する際、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりの目標・ビジョンや各主体の役割分担などを内容とする構想を策定し、総合的な取組を展開していくことが重要である。

【解説】

1. 広域的な視点からみた構想づくりの意義

農業農村整備事業等による施設整備、事業を契機とした環境保全の取組及び地域において現に行われている環境保全の取組を有機的に結びつけ、地域全体で農村環境の保全を図り、それらの取組を活かした地域づくりに発展させていくためには、事業の調査計画の段階から、広域的な視点で農村環境の保全に向けた目標・ビジョンを設定し、地域全体で共有することが重要である。

また、地域全体の共通の目標・ビジョンのもと、地域の特徴ある環境資源を多様な主体が様々な取組の中で活用し、農地・農業水利施設等の整備に併せた農村環境の保全のための整備と活力ある地域づくりに向けた取組の連携を図ることにより、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりを総合的かつ計画的に推進していくことが可能となる。

このようなことから、今後、広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を実施する際に、農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりを進めていくため、関係行政機関、農業者・農業団体、地域住民、環境団体等の多様な主体の参加の下、地域の特徴ある環境資源を活かした地域づくりの「目標・ビジョン」、ハード・ソフトの各種取組と各主体の役割分担等を内容とする構想を策定することが重要である。

1.3 ガイドブックの位置づけ

「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブック」(以下、「ガイドブック」という)は、国営土地改良事業をはじめ広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を契機に、生産基盤の整備と併せた農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりを進めるため、農村環境の広域的な保全のための構想づくりに必要なプロセスや手法に係る基本的な事項を取りまとめたものである。

本「ガイドブック」を参考に、農業農村整備事業や農村環境の保全に関係する者が、地域の個性に応じた様々な創意工夫を行い、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりを進めるものとする。

【解説】

1. 位置づけ

本ガイドブックは、国営土地改良事業など広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等の実施に当たって、調査計画の段階から、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりを総合的かつ計画的に進めるため、農業農村整備事業や農村環境の保全に関係する者が、関係行政機関、農業者・農業団体、地域住民、環境団体等の多様な主体の参加の下、農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの構想を作成するための参考として活用する資料である。

2. 活用方法

本ガイドブックは、農業農村整備事業等の調査・計画に当たり、国営土地改良事業地区においては、地域の整備方向の検討調査における「環境配慮整備構想」の策定や「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」等の策定、都道府県、市町村においては「農村環境計画」及び「田園環境整備マスタープラン」の策定、見直しを行うために活用することが考えられる。

また、農村環境の保全、形成に向け、地方公共団体や地域で環境保全に取り組んでいる者が、幅広い観点から総合的な取組を行うに当たり、農村環境に関する基本的な考え方を整理するための参考資料として活用することなどが考えられる。

第2章 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくり

2.1 構想づくりのプロセス

広域的なエリアにおける農業農村整備事業等の実施を契機として、農村環境の広域的な保全とそれを活かした個性豊かで活力ある地域づくりを進めていくためには、事業の整備構想の段階から、事業の実施段階、維持管理段階までを見据え、計画的な取組の推進を図ることが必要である。

構想づくりに当たっては、広域的な地域で共有する目標・ビジョンを設定し、その実現に向けた実現プロセスを構想として共有し、各主体が役割分担に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

【解説】

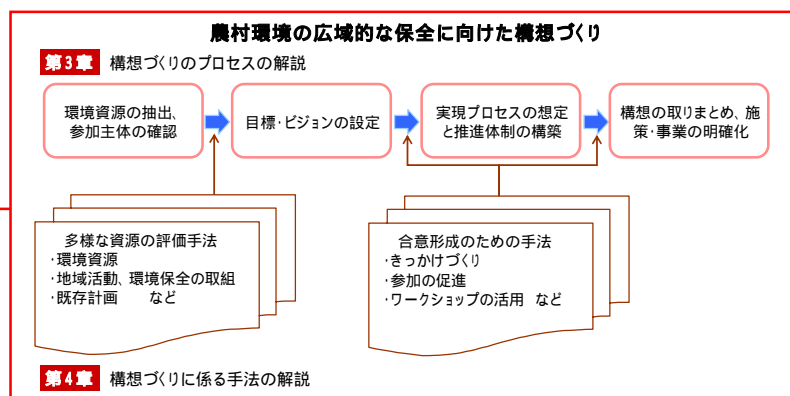
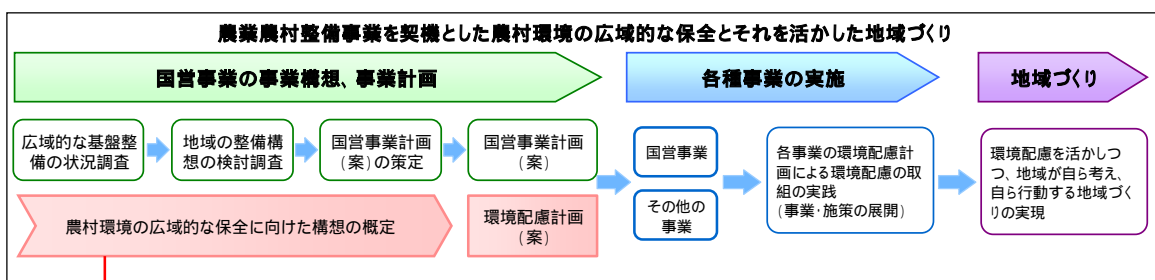
1. 農村環境の保全とそれを活かした地域づくりのプロセス

国営土地改良事業など広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等の実施を契機として、農村環境の広域的な保全を進めるとともに、個性豊かで活力ある地域づくりにつなげていくためには、事業の整備構想段階から、事業の実施段階、維持管理段階までを見据え、計画的な取組の推進を図ることが必要である。

このため、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりの目標・ビジョンを設定し、関係行政機関、農業者・農業団体、地域住民、環境団体等の多様な主体の参加の下、目標・ビジョンの実現に向け、事業メニューや各主体の役割分担を検討し、実現プロセスを関係者で構想として共有していくことが重要である。

また、構想の策定と併せて、多様な主体の参加の下、目標・ビジョンの実現に向けた施策・事業を推進していくための体制づくりを行っていくことが重要である。

国営事業における構想づくり（環境配慮計画の作成）のプロセス



2.2 構想づくりに係る手法

農村環境の広域的な保全に向けた構想の検討を行うに当たっては、対象地域が広く、あまねく現地調査を行うことが困難であることを踏まえ、環境資源や環境保全の取組などについて、広範囲にわたる既存情報を効率的に収集、整理し、地域の特徴ある環境要素を抽出し、目標・ビジョンの素材を抽出することが必要である。

また、農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりを進めていくためには事業を契機として、関係者の参加を促進していくことが必要であり、様々なコミュニケーションを通じて、参加の促進や合意形成を進めていく必要がある。

【解説】

1. 農村環境の広域的な調査・評価手法

これまでの環境配慮の取組は、施設周辺の環境をいかに保全するかとの拠点的な視点にたった取組が多く、地域全体の環境保全をどのように進めるのかとの広域的な視点が十分でない事例や、景観配慮においても、施設の色彩・デザインの工夫にとどまり、景観と調和した良好な営農条件の確保や多様な地域資源の活用に至っていない事例がみられる状況にある。

このため、地域全体の環境資源を把握し、良好な環境が残っているところをどのように保全していくのかなど、地域全体の環境の状況を把握した上で、農村環境全体の保全・形成を視野に入れながら、総合的、長期的な観点から環境配慮を行っていく必要がある。また、環境保全の取組とそれを活かした地域づくりを進めるため、地域で現在実施されている環境保全の取組や活動団体の把握を行うとともに、環境保全、農業振興、地域活性化などの既存計画の把握を行うことが必要である。

このような中から、地域の特徴ある環境要素を抽出し、広域的な地域で共有する目標・ビジョンの素材を抽出していくことが必要である。

2. 構想づくりに向けた合意形成手法

農村環境の保全に視点をいた地域づくりを進めていくためには、事業を契機として、農村環境の保全に対するきっかけづくりを行い、関係者の参加を促進していくことが必要であり、構想の検討の初期段階から、様々なコミュニケーションを通じて、参加の促進や合意形成を進めていく必要がある。